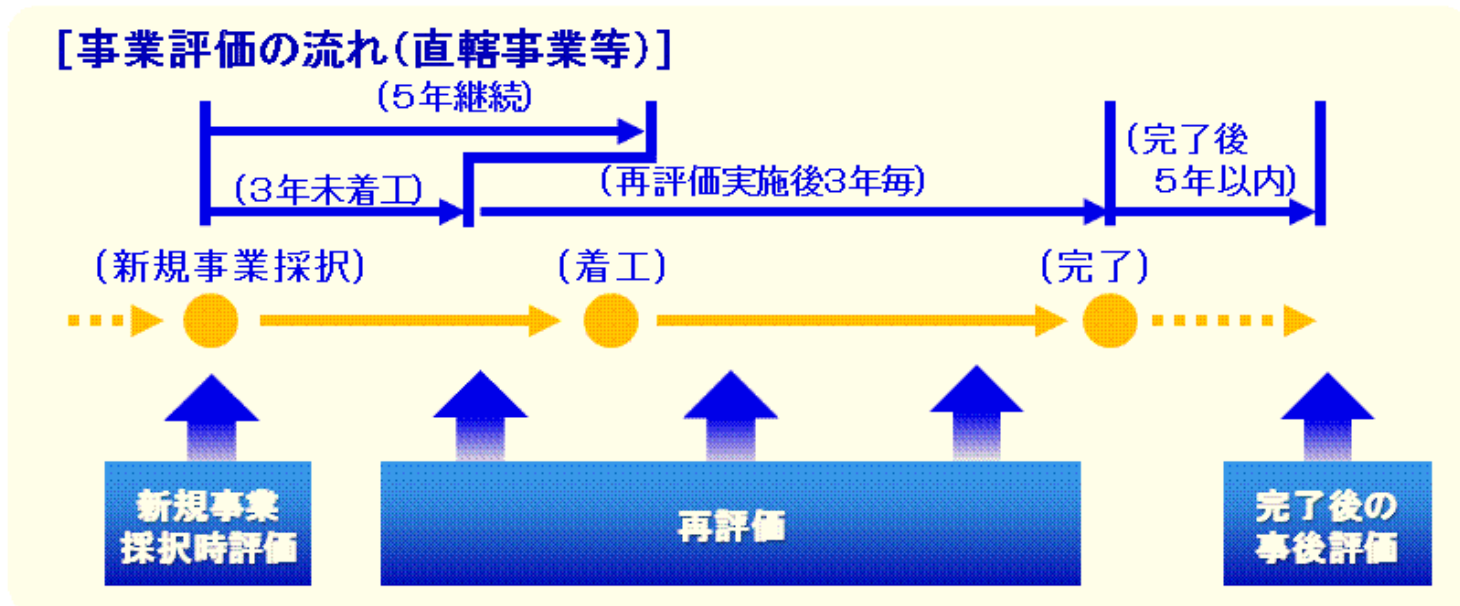


平成27年度の 事業評価概要

平成27年12月3日

事業評価の仕組み(公共事業評価実施要領H22改訂後)



【新規事業評価】 新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行うもの。平成10年度から導入。

【再評価】 事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業、事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。平成10年度から導入。

【完了後の事後評価】 事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。平成15年度から導入。

出典：国土交通省HP「事業評価の仕組み」 http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_01.html

事業評価の経緯

路線名	新規事業評価	再評価					供用日	事後評価
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回		
淀川左岸線	—	H10	H15	H20	H23	H26		
大和川線	—	H21	H24	H27				
神戸山手線	—	H10	H15	H20			H22.12.18	H27
京都線	新十条通	—	H16				H20.6.1	H27
	油小路線	H11	H21				H23.3.27	

注1 : 今年度の対象は赤字

注2 : 新規事業評価及び再評価は平成10年度、事後評価は平成15年度に導入

事業評価対象路線

○事後評価

神戸市道高速道路2号線（神戸山手線）
京都市道高速道路1・2号線（京都線）
（事業完了後、5年間が経過している事業）



○事業再評価

大阪府道高速大和川線

（再評価実施後、3年間が経過している事業）

審議の視点

【事業再評価】

再評価の視点

1. 事業の必要性等
事業を巡る社会経済情勢等の変化
事業の投資効果(費用対効果分析)
事業の進捗状況
2. 事業の進捗の見込み
3. コスト縮減や代替案立案等の可能性

【事後評価】

事後評価の視点

1. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
2. 事業の効果の発現状況
3. 事業実施による環境の変化
4. 社会経済情勢の変化
5. 今後の完了後の事後評価の必要性
6. 改善措置の必要性
7. 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

出典:「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」(国土交通省)
「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」(国土交通省)

合併施行事業における事業評価の対象について

大阪府道高速大和川線

： 大阪府・堺市の街路事業と
阪神高速道路株式会社の有料道路事業との合併施行

京都市道高速道路1・2号線

： 京都市の街路事業と
阪神高速道路株式会社の有料道路事業との合併施行

